

住宅ローン控除の申請で

市・県民税の減額も

平成20年度課税(今回の申告)より、市・県民税の制度が改正され、税額控除申告書の提出で市・県民税が減額となるものや、控除内容が変更となるものもありますので、ご注意ください。

◆住宅ローン控除の申告は期限内に
税源移譲により19年分以降の所得税が減り、住宅ローン控除が控

除しきれない場合がありますが、所得税から控除しきれなかった額を翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

11年から18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方が対象で、「住民税住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出によって適用されます。

20年分以降も住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年3月15日(土)の場合には翌年(今年)は3月17日(日)までに申告が必要となります。

■平成20年度分から損害保険料控除は地震保険料控除に

○平成19年度課税分まで

控除内容	控除限度額
長期損害保険(保険期間が10年以上で満期返戻金契約のあるもの)	10,000円
短期損害保険(長期損害保険以外のもの)	2,000円
長期と短期損害保険料控除額の合計	10,000円



○平成20年度課税分より

控除内容	控除限度額
地震保険料契約の保険料の1/2	25,000円
(経過措置)平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料契約は、従前の損害保険料控除を適用	10,000円
地震と長期損害保険料控除額の合計	25,000円

※地震保険料控除と長期損害保険料控除に該当する方は、いずれかの契約のみ該当となります。

20年分以降も住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年3月15日(土)の場合には翌年(今年)は3月17日(日)までに申告が必要となります。

◆提出方法 所得税の確定申告をする方
:確定申告と一緒に
税務署へ/所得税の
確定申告をしない方
(毎年給与収入のみ
で、年末調整住宅ロ
ーン控除を申告され
ている方を含む):源
泉徴収票(原本)を添
付し市役所課税課へ

※「住民税住宅借入金等特別税額控除申告書」は2種類あり、所得税の確定申告の有無により、様式が異なりますので、ご注意ください(申告書はホームページからもダウンロードできます)。

◆所得変動に伴う住民税の減額申告

19年中の収入が大きく減少し、所得税がかからない方は、税率が下がっても所得税額の軽減の影響は受けず、住民税(市・県民税)率の変更により、住民税額の増加の影響を受ける場合があります。該

当される方は申告をすることで、平成19年度住民税額を税源移譲前の住民税額まで減額できる場合があります。

【提出方法】該当する方は、20年7月1日から31日までの間に、課税市民税係へ「住民税減額申告書」を提出してください。

◆地震保険料控除の創設

今回、損害保険料控除が見直され、地震保険料控除が創設されたことに伴い、短期損害保険料控除が廃止され、20年度からは、表の

ごみ袋引換券の残りを トイレットペーパーに



市では、ごみ成長ゼロを目指し、市民の皆さんと一緒に分別の徹底やリサイクルの推進などに取り組み、平成15年の合併後は、毎年、1万トンを超える資源を回収し、ごみ減量とリサイクルの推進に大いに役立てています。

◆回収した資源を還元
市では、今年も19年度分として配布した指定ごみ袋引換券の残券

日程	時間	場所	備考
2月1日(土) 2月15日(土)	9時 ～17時	南コミュニティ会館 (1階ラウンジ)	
2月16日(日) 2月29日(日)	8時 ～17時30分	樺のホール (1階エントランスホール)	全日実施
3月1日(日) 3月14日(日)	9時 ～17時	北コミュニティ会館 (1階談話コーナー)	
3月15日(日) 3月31日(日)	8時 ～17時30分	勤労青少年ホーム (1階ロビー)	
3月17日(日) 3月31日(日)	9時 ～17時	関宿福祉センターやすらぎの郷会議室 (関宿クリーンセンター側)	休館日3月20日(日)を除く

※関宿福祉センターやすらぎの郷の休館日(3月20日)は交換を行いません。
※勤労青少年ホームを利用される方は、勤労青少年ホームの駐車場が文化センター駐車場を利用してください。
※交換は表内のいずれの施設でも可能です。
※関宿北部公民館(旧関宿町の北コミュニティセンター)では交換を行いません。

とおり地震保険料控除と(旧)長期損害保険料控除となります。

◆65歳以上非課税の経過措置を廃止

17年1月1日現在、65歳以上の方で、前年(18年分)の合計所得が25万円以下の方は、19年度の市県民税額の3分の1が軽減されていましたが、20年度より廃止されます。

※住宅ローン控除の申告と、所得変動に伴う住民税の減額申告の詳細は、市ホームページでもご覧いただけます。

【問合せ】課税課市民税係

を、トイレットペーパーに交換する還元事業を表の日程で行います。

トイレットペーパーは、皆さんから資源として出された古紙100パーセントの再生品です。リサイクルは、再生品を使って初めて成り立つ制度ですので、再生品の積極的な利用をお願いします。

交換は引換券1枚(ごみ袋10枚分)につき1パック(12ロール入り)で、ごみ袋20枚券の場合には2パックになります。

なお、19年度分の指定ごみ袋引換券は、有効期限の20年3月31日を過ぎると、ごみ袋、トイレットペーパーとの交換ができなくなります。また、20年度分の引換券は、3月中旬ごろに郵送する予定です。

【問合せ】清掃計画課